

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第6回）議事録

1 日 時 平成20年8月1日（金）10:00～11:55

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、清原 慶子、根岸 哲、村上 輝康、
安藤 真、大谷 和子、木村 忠正、菅谷 実、長田 三紀、中村 伊知哉、
舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、
桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、谷情
報通信国際戦略局次長、久保田官房審議官、阪本官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田
電波部長、吉田放送政策課長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」第6回会合を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席くださりましてありがとうございます。

本日は、村井主査代理、岡田委員、國領委員、濱田委員、藤沢委員は所用のため欠席とのご連絡を受けております。

まず、議事に入ります前に、先日、総務省で人事異動がありましたので、総務省側の出席者の方々から自己紹介をちょうだいできればと存じます。座席の順で、吉田電波部長から、よろしくお願いたします。

（吉田電波部長、武内電気通信事業部長、久保田官房審議官、谷情報通信国際戦略局次長、田中官房総括審議官、桜井総合通信基盤局長、小笠原情報通信国際戦略局長、鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、河内官房総括審議官、阪本官房審議官、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官の順に自己紹介）

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行に入らせていただきます。

まず、事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第第1枚物の後、資料1といたしまして、前回の本委員会の議事概要、資料2-1といたしまして、「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」に対する主な意見の概要。これが33ページまでございます。資料2-2といたしまして、「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」に対する意見の詳細でございます。こちらは大部でございますので、恐縮でございますが、上下、そして両面で印刷をさせていただいております、163ページまでございます。資料3といたしまして、携帯端末向けマルチメディア放送につきまして、こちらが7ページまでございます。資料4が、今後の検討委員会の進め方（案）でございます、こちらが1枚物でございます。また、参考資料といたしまして、本委員会の構成員一覧、これが1、参考資料2といたしまして、中間論点整理のポイント、こちらを、6ページまでのものがございますが、お手元にお配りしているかと思えます。それから、参考資料3といたしまして、中間論点整理そのもの、こちらをお配りさせていただいております。21ページまでございます。

配付資料は以上でございます。過不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

本日は、今、ご紹介のありました中間論点整理に対するパブリックコメントの結果、それから今後の融合サービスの一つでありますところの携帯端末向けマルチメディア放送、これを議題とさせていただきます。

まず、パブリックコメントの結果につきまして、資料2-1が、ただいまご紹介があったとおり概要、資料2-2が詳細となっておりますが、資料2-1の概要版でも30ページを超えておりますので、3つのパートに分けてご審議をいただきたいと思います。

資料2-1で申しますと、9ページまでになるかと思えますが、法体系全般に関する主な論点につきまして、まず事務局からご説明をいただきまして、委員の皆様にご審議をお願いできればと存じます。

それでは、事務局からお願いいたします。

(2)「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」に対する意見募集の結果について

ア 法体系全般に関する論点

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料2-1を用いまして、ご説明をさせていただきます。わきに資料2-2も置いていただければと考えております。

まず1ページ、提出意見数をお示ししております、80件の意見をちょうだいしているところでございます。また、次のページに具体的な意見提出者のお名前を五十音順でお示しをさせて

いただいております。個人の方からの意見につきましては、氏名は省略させていただいております。

なお、それぞれの意見につきましては、7月25日に弊省のホームページにて公開をしているところでございます。

それでは、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。法体系全般に関する主な論点でございます。資料2-2の詳細版で申しますと、2ページから49ページまでにわたる意見でございます。

まず、(1)といたしまして、法体系の全体構造の見直しについてでございます。これにつきまして、中間論点整理では、縦割りの法体系を見直して横割りに、レイヤー論に立脚した法体系にという点を示しておりますが、これについて賛否両論のご意見をいただいております。

3ページは、まずユビキタス社会に柔軟に対応できるよう法体系を抜本的に見直すことについて賛成というご意見。通信・放送の区別が困難な方向に進展しつつあることを考慮したものであってほしい。包括化する方向で進めることでよいというご意見。規制対象を大きくくりにとらえ、必要最小限の規制とする方向で既存法の規定を再編成することに賛成と。ただし、累次の公正競争ルールが引き続き担保されることを前提とすべきというご意見をいただいております。また、技術中立的な規制とすることについて賛同というご意見、また、基本的にはレイヤー型法制度への移行とともに、通信・放送の各規制を整合化・合理化することとあわせて、大幅な規制緩和を実現することが必要というご意見をちょうだいしております。また、有料放送産業がさらに発展することが期待できるというご意見もいただいておりますし、横割り型への移行による自由な事業展開は歓迎というご意見もいただいております。しかし、コンテンツ等のレイヤーを超えた垂直統合については、競争活力を失わないルールの検討が必要というご意見をいただいております。

それから、3ページの最後にも、規律の横割り化は賛成。また、ネットに対する規律をリアル社会に対して中立的なものとし、かつ必要最小限のものになるように緩和すべきだというご意見をいただいております。

4ページにお進みいただきたいと思います。4ページに、最初に2つ、著作権絡みの意見をお示ししてございます。レイヤー型法体系への変更により、規制を整合化、合理化することは賛成としながらも、コンテンツ流通を促進させる点から考えますと、著作権法も議論の対象にする必要があるというご意見を衛星放送協会からいただいているところでございますし、また、ジュピター衛星放送株式会社からも、著作権法の整備とあわせた議論が必要というご意見をちょうだいしております。

1行あけまして、その後は、法制の一本化に関するご意見でございます。まず、柔軟な法体系がインターネットの発展に寄与するものとの認識を共有するとされた上で、ただし、法律を一本化しようとする現在の試みは、必ずしも適切な方法であるとは言えないというご意見。また、法律の一本化をもって、その目的が達成されるとは考えにくい。既存の法律を一本化する方向での検討は、今すぐ取り組むべき問題を先送りにするのではないかというご懸念。旧来の法律に基づいて法体系の一本化を議論することは適切でないというご意見を、在日米国商工会議所からいた

だいておりますし、また、マイクロソフト株式会社からは、必ずしも1本の法律にまとめることにこだわらず、論点ごと、個別に調整できる枠組みを検討すべきだ。また、次のページに行ってくださいまして、関係する条約、政省令、告示、通達との調整を最小限にとどめ、限られた時間と政策資源を新たな技術やサービスの展開に必要な改革に集中すべきだというご意見をいただいております。また、株式会社ネットリサーチからも、単に既存の条文の束をホチキスでとじ合わせたようなものにならないことを強くお願いするというご意見をいただいております。また、別の意見といたしまして、インターネットに代表される自由なビジネス領域まで対象範囲を拡大すべきではない。「放送」の範囲を超えてコンテンツ・プラットフォーム規制の範囲を拡大することは不適切だというご意見を経済産業省からいただいているところでございます。

1行あけて、反対のご意見を多数いただいております。メディアサービス（＝放送）の類型化や審査などを通じて、番組内容に対する行政の直接的な関与を認めることになるため、地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対。また、賛成しかねる。移行は説得力を持ち得ない。慎重に検討することが重要。また、レイヤー別法体系を再編させる前提での法技術的な論点の意見募集に終始しており、非常に問題というご意見をいただいておりますほか、レイヤーごとの事業運営は放送の地域間格差の是正と正反対の効果をもたらすのではないかと危惧する意見、それと同種のご意見が6ページの最初のご意見、大都市への情報発信元の集中がますます進むことがないように検討すべきだというご意見をいただいております。

1行あけて、「基幹放送の概念の維持」ということが前提だというご意見もちょうだいしておりますし、産業振興的な視点に偏り過ぎではないか。国民や視聴者にとっての役割や生活の中での位置づけから検討されることを希望。言論・表現の自由に根ざした放送の根幹に本質的な変化が起きていると誤解してはならないというご意見もちょうだいしております。

次に、(2)といたしまして、新たな法体系の理念・目的といたしまして、中間論点整理では、「公正競争の促進」「イノベーションの促進」「国際化への対応・国際競争力の強化」のほか、「表現の自由」、あるいは「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」等をお示ししていたところでございますが、これについても多様な意見をちょうだいしております。

まず、「公正競争の促進」「イノベーションの促進」「国際化への対応」等については、最重要課題である。放送との平仄をとることばかりに気を取られ、ここに掲げられている保護法益のいずれかを損なうことにならないよう、十分注意を払う必要があるというご意見をちょうだいしておりますほか、競争政策、振興政策、単一の法律に盛り込むと混乱を来すおそれがあるのではないかというご意見もちょうだいしております。

次のページにお進みいただければと思います。

7ページの最初のご意見。「公正な競争」の制度的担保は有益であることに異論はないとされつつ、電波資源につきましては、その有限性から「公正な競争」に関してオープンなネットワークと同等に論ずることは合理的ではないというご意見をちょうだいしております。

また、別のご意見といたしまして、「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」を理念の一つとしてお示ししておりましたが、こう書きますと、通信・放送に限られるものではなく、コ

ンピュータネットワークを含むものであり、現行の通信・放送規制の再編で行うべき新たな法制の範囲とすることを企図すべきではないというご意見を経済産業省からちょうだいしております。また、放送業界からは、表現の自由の確保、表現の自由の尊重というご意見をちょうだいしております。

その一方で、ケーブルテレビ連盟のほうからは、言論の自由は確かに守られるべきではあるが、健全なメディアリテラシーの醸成を行っていく上で、理念から一步踏み込んだルールの制定は必要。反社会的行為を厳しく規律することについて検討すべきだというご意見もちょうだいしております。

次に、(3) 包括化の対象とすべき法律の範囲についてでございます。こちらは詳細バージョンでいいますと、37ページから40ページに記述がございます。

まず、不正アクセス禁止法、携帯電話不正利用防止法のような刑罰的な法律、プロバイダ責任制限法のような民法の特別法を包括すべきではないというご意見をマイクロソフト株式会社からちょうだいしております。また、株式会社テレビ東京からも、不正アクセス禁止法、携帯電話不正利用防止法、放送になじみにくい、別個の取り扱いとすべきだというご意見をちょうだいしております。さらに、青少年ネット規制法、そして次のページにお進みいただきまして、著作権法、これらも包括すべきではない。主管官庁を明確にするために包括すべきではないというご意見をマイクロソフト株式会社からちょうだいしております。

電波法につきましては、包括化の対象と位置づけた上で、情報通信と全く関係ない設備等の規律について、別出しすべきか否かを検討することが適当だというご意見を宇宙通信株式会社からいただいております。

それから、NHK、NTT等につきましては、まずNHK、放送大学について、組織の業務内容の在り方を見直す段階で検討すべきだというご意見がマイクロソフト株式会社から、NTT法の諸規定は融合法制においても有効とすべきだというご意見をKDDI株式会社から、また、NHK、NTTなどそれぞれの分野で著しく大きな市場占有性と影響力を持つ法人について、現行法程度の規律の導入は必要だというご意見を株式会社テレビ東京からいただいております。

次に(4) 情報流通における配慮事項についてでございます。

まず、「安全・安心なネットワーク社会の構築」、その理念を法制化することに賛同すると。しかし、理念の明記については、規定内容も含め、慎重な検討を要望するというご意見をジュピターテレコムからいただいておりますし、ソフトバンクグループからも、倫理規定や通則的な規定にとどめることが適当だというご意見をいただいております。

他方で、放送・通信に限ってこれを法律上明記する合理的な理由はない。反対というご意見が9ページまでお示しをさせていただいております。

法体系全般に係る論点の最後でございますが、(5) 規律の国際化につきまして、国際基準との整合を図るための規制緩和を検討すべきだというご意見をちょうだいしております。

まず、1番の法体系全般に係る論点について、ご紹介をさせていただきました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま紹介のありましたパブコメの結果を踏まえまして、委員の皆様から、ご意見等をちょうだいできればと思いますが、いかがでございましょうか。

中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 では、皮切りに。

中間論点の整理は、基本的な枠組みについて国民的な合意を得るために行われたものです。昨年の研究会では、レイヤー別編成をして一本化をするという、いわばドラスチックな意見のもとでの報告の集約をなされたわけですけれども、それから7カ月ぐらいたって、なおこういった枠組みについて、反対意見、あるいは慎重意見というものが多く見られるところですから、法体系の見直しのメリットというものが、まだ必ずしも共有されていない状況にあるということが読み取れます。そういった反対があるということを踏まえて、そろそろ対応していくことが必要かなと考えます。

これからのことを考えますと、作業期間が1年で、レイヤー別で一本化をするということを、その中で達成するのなかなか難しいだろうと思いますので、現実的な落としどころといいますか、優先順位をつけて絞り込んでいって対応するという、そろそろそういう場面に来たかなと思います。その際に、この意見を見ていまして、コンテンツのレイヤーのところは、まだまだ論点が多くて、そこは規制の内容を変えたとしても、実質、社会経済的な大きな変化は想定できない一方で、法律の体系といいますか、中身を変えることで、効果の大きいサービスのレイヤー、あるいはネットワークのレイヤーについて、どこまで踏み込んでいけるかというのが、我々にとってのポイントになってくるのではないかと感じました。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

そろそろ現実を見た対応というご意見でしたが、いかがでございましょうか。

この法体系全般についての論点というのは、後ほどの個々の論点の検討の結果も踏まえて、また立ち戻っていくべきところもあるかと思しますので、それでは、とりあえず次の論点に移らせていただければと思います。

次は、資料2-1で申しますと、10ページから21ページまでになりますが、伝送設備、伝送サービス、それからコンテンツに関する論点。これを、まず事務局からご説明をいただいた後で、委員の皆様のご審議をお願いできればと存じます。よろしくお願いたします。

イ 伝送設備、伝送サービス及びコンテンツに関する論点

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料2-1、10ページをお開きいただきたいと思します。資料2-2、詳細版のほうで申しますと、50ページから70ページまでが伝送設備規律に関する主な論点に対するご意見を紹介しております。

そのうち多くの部分を占めておりますのが、電波利用の目的・区分に関するご意見でございます。詳細版で申しますと、51ページから68ページまででございます。

中間論点整理におきまして、通信・放送の利用区分等にとられない形での柔軟な電波利用を

可能とする方向で検討するという点を掲げさせていただいておりましたが、これについて賛同のご意見を10ページにお示ししております。宇宙通信株式会社、ジェイサット株式会社、株式会社ビーエス朝日、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズさんからの賛同、賛成、支持のご意見をいただいております。また、株式会社ジュピターテレコムからは、賛同するとされた上で、既存の電波免許人が確保した帯域を既得権化することを排除し、新規参入が容易な制度を要望するというご意見を寄せていただいておりますし、その下のクアルコムジャパン株式会社からは、他の利用者への柔軟なオープンアクセスが促進されることを希望されておられます。

社団法人電子情報技術産業協会からは、電波の二次利用制度、無線局免許のモラトリアム制度（試行期間制度）、特定小電力無線局制度拡充・規制緩和、段階的な電波利用制度の適用等を要望されておられますし、また、経済産業省からも電波の二次利用の促進等の制度見直しが必要というご意見を寄せていただいております。

11ページにお進みいただければと思います。

日本ユニシス株式会社から、米国で議論されているようなホワイトスペースの利用、ダイナミックオークションなどの電波の空き周波数帯の二次利用促進についても議論をしていただきたいというご意見をちょうだいしておりますし、これと同種のご意見になるかと思いますが、個人の方から事業者間の帯域の共有、二次利用の拡大について柔軟な利用を可能にすべきだと。また、株式会社ネットリサーチからも、「ソフトウェア無線が利用可能な制度整備」「UHF帯域のホワイトスペースが活用できる制度の導入」、済みません、飛ばしましたが、「周波数の市場取引制度の導入」等について検討すべきだというご意見をいただいております。

他方、放送の役割に関するご意見もちょうだいしております。通信・放送の利用区分等にとられない形での柔軟な電波利用を可能とすることが、放送が担う社会的な役割にどのような影響を与えるか十分に議論すべきだと。尊重に議論・検討すべきだ。また、放送事業者が責任を持って自主的、自律的に運用することを議論の大前提とするべきだと。放送事業者の自立的運用に任せるべき。慎重な判断が求められる。既存事業者の意向を無視した議論につながるものがないよう要望するというご意見をいただいております。

また、災害時、非常時等の情報伝達時におきまして、国民・視聴者から期待される確実な受信方法を含めた無線局制度を慎重に検討すべきだというご意見をいただいておりますほか、検討に際しまして、有効利用の尺度が単にトラフィックの量や送受信端末の台数のみで議論されないことを希望。伝送されている情報を受け取る人数の多さや影響の大きさ、ニュースの信頼性も重要な尺度としてご検討いただきたいというご意見をいただいております。

これと別個のご意見といたしまして、通信目的以外の電磁波の発射について、電波法による規制を拡充することを検討すべきだというご意見をマイクロソフト株式会社からいただいております。

利用目的の次に、利用手続についてでございます。これについては、利用期間の限定や他の無線局への干渉を与えないことなどを条件に、ごく短期間で利用開始が可能となる新たな電波利用手続の導入の検討を希望するというご意見をジェイサット株式会社からいただいております。ま

た、電波利用の見直しは適当とされた上で、例えば、広範囲で同一の周波数を使用するSingle Frequency Networkの場合には、開設計画の認定が必要。これは特定基地局の開設計画の認定の対象を拡大してくれという趣旨だと思われませんが、このような意見をちょうだいしております。

また、別個のご意見といたしまして、干渉回避技術の確立している無線技術について、免許不要局とできるよう検討すべきだというご意見。また、包括免許局や免許不要局間の干渉について、消費者を救済する手続の整備、近隣家屋間の電磁波干渉について当事者間で円滑に解決するための枠組みを検討すべきだというご意見をマイクロソフト株式会社からちょうだいしております。また、さらに別個のご意見といたしまして、無線から有線への干渉等の点についても留意してほしいというご意見、また、周波数割当計画、現在、告示で定めております。無線局開設の根本基準、これは省令でございます。これらを法律として、国民を代表する国会の審議の対象となる法律として整理するべきではないかというご意見もちょうだいしております。

伝送設備の次に、伝送サービス規律に関する主な論点に対するご意見について、ご紹介をさせていただきたいと思います。資料2-2の詳細版で申しますと、71ページから75ページでございます。

(1)伝送サービス規律の再編につきまして、まず「外形的に伝送サービスとして共通にくくり得るものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る」という論点をお示ししておりましたが、これについて妥当というご意見をソフトバンクグループからちょうだいしております。

他方で、放送の受信、送信もしくは再送信というのは、通常の通信とは違う特別の配慮が必要だ。「基幹放送の概念の維持」と密接に関係すると思われるので、地上放送が担っている役割を十分に勘案していただくよう要望。視聴者保護の観点から、同時再送信などの放送番組の伝送サービスが安定的・継続的に行われることを大前提に検討すべきだというご意見もちょうだいしております。

1行あけて、次のグループはCATVにかかわる規律の合理化についてでございます。

チャンネルリース、受託放送、有線テレビジョン放送、有線役務利用放送における同時再送信、CATV向け番組配信サービス、これらを同等の伝送サービスとして位置づけられるかどうか、検討する必要があるというご意見をスカイパーフェクト・コミュニケーションズからいただいておりますほか、ケーブルテレビが他の分野の事業、事業者に比して煩雑な手続や規制を受けている項目については、簡素な手続が適用されることを要望というご意見をジュピターテレコム、そして次のページまでにわたりまして、次のページをご覧くださいと思いますが、伝送サービスにおいて特有の規律を設けるのであれば、有線テレビジョンであれ、役務利用放送であれ、放送サービスといったくくりにより、等しく規律されるべきであるというご意見をちょうだいしております。

(2)伝送サービス規律の適用対象といたしまして、電気通信事業法のボトルネック性に基づく市場支配的事業者に対する既存の非対称規制を維持し、緩和されないことが前提だというご意見も別途いただいております。

次に、15ページにお進みいただきたいと思います。伝送設備、伝送サービスの次に、コンテンツ規律に関する主な論点でございます。こちらは多数の意見をいただいております、詳細版で申しますと76ページから116ページまでにわたっております。

まず、(1)メディアサービスの範囲についてでございます。

まず、IPサービスを活用した新たな放送サービスが提供されており、今後もさまざまな手段・技術・伝送路を用いた放送類似サービスが登場する。これらを取り込むことが可能な柔軟な定義づけを行うことが必要だというご意見をソフトバンクグループからいただいております。

他方、従来の放送概念の範囲にとどめる方向で検討することに賛成というご意見を多数いただいておりますほか、「放送」という法令上の名称は継承すべきだというご意見を民放連から、現行の放送法で対応すればよいというご意見を社団法人日本新聞協会からいただいております。

また、準基幹放送であるBS放送につきまして、その位置づけを明確にした上で検討していただくことを要望というご意見をいただいておりますし、メディアサービスという新しい概念の規律を検討する際に、編成・編集権の独立性はこれまで同様に維持されることを望むというご意見をちょうだいしております。

16ページにお進みいただきたいと思います。

メディアサービスの定義、なかんずく「特別メディアサービス」の範囲を限定的にし、外延が明確になるようにすべきだというご意見を電子情報技術産業協会からいただいておりますほか、「社会的影響力」という概念で規律を検討していくことに反対だというご意見を、東京放送、経団連、民放連からいただいております。

それから、規制の範囲につきまして、「放送」を明確に定義するとともに、現行の放送以上に規制範囲を拡大することのないようというご意見を経団連から、現行法制以上に規律が拡大することは避けなければならないというご意見を楽天株式会社から、新しい法体系の規律対象としてメディアサービスを含むべきでないというご意見をマイクロソフト株式会社から、また、別個のご意見といたしまして、メディアサービスに係る規律を定める必要が生じる著作権法及びその関連法令上において、整合性を確保することが必要であるというご意見をソフトバンクグループからいただいております。

次に、(2)メディアサービスの区分についてでございます。

特別なメディアサービスにつきまして、「地上波テレビ放送」「地上波ラジオ放送」に限定し、今後、サービスの多様化が進展した場合にも限定列举とすべきだというご意見をソフトバンクグループから、また、BSデジタル放送は、次のページにわたっておりますが、「特別なメディアサービス」と位置づけることが適切だというご意見を、株式会社BS日本からいただいております。

ケーブルテレビにつきましては、地域の情報提供に果たしている役割を勘案してほしいというご意見を、ケーブルテレビ連盟からちょうだいしております。

他方、CS放送についてでございますが、公共的な役割を担うことをそれほど求められていないというご意見をいただいております。

また、別個のご意見といたしまして、特別メディアサービスに該当するコンテンツを提供され

る事業者が、まず多様な伝送路・伝送技術を採用できるような枠組みを用意するとともに、次に、他の事業者から再送信を行いたい旨の申し出があった場合に、この多様な技術・伝送路を用いて再送信を実現できる制度を整備することが必要だというご意見。また、コンテンツの二次利用を促進させるような規制の導入を検討することが必要だという、この2つのご意見をソフトバンクグループからちょうだいしております。

(3)メディアサービスに関する基本的規律についてでございます。

基幹放送たる地上放送について、現行水準を超えて規制強化とならないよう強く求めるというご意見を民放連からいただいております。また、「特別メディアサービス」については、現行の放送法で規定されている規制を厳格に適用する。その一方で、「その他のメディアサービス」に関しましては、「調和原則」「解説字幕番組」「番組保存」「災害放送」等に係る規律を緩和を検討すべきだというご意見を衛星放送協会からいただいております。

その下の意見も同種のご意見かと思いますが、地上波放送以外のメディアサービス、例えばケーブルテレビや衛星放送につきまして、次のページにわたっておりますが、規制の対象から外していくべきではないかというご意見もいただいております。

それ以下の意見も類似のご意見でございます。特別なメディアサービスに該当しないメディアサービスについては、番組準則その他の規律の適用について緩和する方向での検討が必要。また、有料放送に対する料金規制。現状、衛星は届け出制、その他は認可制でございます。この料金規制について、合理化の必要性を検討すべきであるというご意見。また、検討の際に、現在のCS放送と有線テレビジョン放送・有線役務利用放送とを同一の規律の中で扱い、競争条件が同一になる制度整備が行われることを希望するというご意見をいただいております。

その他のメディアサービスについて、規制緩和のご意見が幾つか出ておりますが、その中で、番組編集準則につきまして、過去の研究会報告をもとに、一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能にするという点を検討すべきだというご意見もちょうだいしております。ケーブルテレビは、その他のメディアサービスとして取り扱われるとの前提で、規制の合理化について検討が行われることについて賛同するというご意見もちょうだいしております。

これと別個のご意見、先ほどのソフトバンクグループのご意見と関連いたしますが、特別メディアサービスのコンテンツにつきまして公正なコンテンツ流通が図られる制度整備が行われるべきだというご意見もちょうだいしております。

(4)マスメディア集中排除規制について、進めさせていただきたいと思っております。

まず、マスメディア集中排除規制、維持すべきだとされつつ、なお、その他メディアについては、このマスメディア集中排除規制を緩和する方向で検討すべきだというご意見を、ジュピターサテライト放送株式会社からちょうだいしております。

同様に、スカイパーフェクト・コミュニケーションズからも、「特別なメディアサービス」以外は規制撤廃も含めた大幅な緩和を行い、CS放送、有線テレビジョン放送・有線役務放送の競争条件が同一となることを希望する。ただしでございますが、BSデジタル放送と東経110度C

Sデジタル放送については、地上デジタル放送と同じデジタルテレビでの受信が可能であるので、規制の在り方について検討を行うべきであるというご意見をいただいております。

19ページでございます。

最初のご意見は、これまでにご紹介しているご意見と同種のご意見でございます。

その次、地域情報を発信する機会の確保という観点を加えるよう、強く希望する。また、基幹放送たる地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」であり、新たな法体系においても積極的に継承すべきだという、地域にかかわるご意見もちょうだいしております。

次に、(5)オープンメディアコンテンツに関する規律でございます。これにつきましては、プロバイダ責任制限法の対象を有害情報まで拡大することは適当ではない。慎重に検討すべきだ。新法体系に混ぜ込もうとする必要はない等々のご意見をちょうだいしております。

1行あけておりますが、有害情報対策につきましては、議員立法で一定の方向性が打ち出されたため、その成果を待つことで十分。現時点で検討は不要というご意見。また、当面は経過を見守るべきというご意見。違法有害情報に対する規制の在り方は、融合法制の議論から切り離し、原則として一般法で措置すべきだというご意見をヤフー株式会社又はマイクロソフト株式会社からちょうだいしております。

20ページにお進みいただきたいと思っております。同種のご意見が続いております。NTT、そしてデジタルコンテンツ協会、ソフトバンクグループ、三者のご意見とも、情報通信法の法体系の中で規定されるべきではない。あるいは事業者の自主的な規制にゆだねるべきというご意見でございます。

別個のご意見といたしまして、刑法の定める幫助犯の構成要件はかなり広く、結果として監視義務が課せられている状況を作り出していると言わざるを得ないと。構成要件該当性の判断が専門家ではないプロバイダにとっては困難であるという2つの理由から、プロバイダ責任制限法は刑事上の責任まで含めるよう規定を拡大すべきだと。ただし、違法情報対策と有害情報対策とは別個に進めるべきだというご意見をヤフー株式会社からいただいております。

また、さらに別の観点のご意見でございますが、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等の明確化を行ってほしいというご意見をいただいておりますほか、違法とは言えない有害な情報について、ガイドラインの策定を求めるご意見もいただいております。

伝送設備、伝送サービス、コンテンツの主な論点に対するご意見のご紹介については、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。極めて多様な論点があるところかと存じますが、今、ご紹介のありましたパブコメの結果を踏まえまして、ご審議をいただければと存じます。

菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 まず、電波利用のところは、柔軟な利用に改めるべきだということについては、慎重にすべきという意見もありますけれども、特に大きな反対もないということで、ここはさらに具体的に進めていくべき重要なポイントかなと思っております。

その次の伝送サービス規律ですか。ここで放送の定義とか、いろいろ。コンテンツ規律かな。放送の定義とか、いろいろ出てきますけれども、この中にもありますけれども、今の日本の放送の、制度上の放送の定義というか範囲は非常に広いですよ。もともと1950年に放送法がつくられたときには、無線通信だけが放送だったと思うのですけれども、今、有線通信の放送もありますし、無料だけじゃなくて有料の放送もあると。ここら辺は、ですから1950年にはアメリカと同じような制度が導入されたのですけれども、今はもうかなり実態として違っているということで、ここにもありましたけれども、そういう意味からも、この放送の制度を再整理するというのは、非常に意味があることではないかなと思います。

社会的影響力という言葉については、非常に皆さん、ちょっと違和感があるというような意見もあったのですけれども、私もそのように思います。社会的影響力とか電波の希少性というのは、かなり前から、いわゆる放送規制の根拠として言われていた言葉ですけれども、やはりここは少し見直したほうがいいのではないかと。

この中に基幹放送という言葉が出てきました。基幹放送というのは、また、これも非常にあいまいな言葉ですけれども、例えば、日常生活に必需の情報を提供するメディアみたいな形で、いわゆる趣味とかの領域ではない、そういう情報を提供してくれる放送メディアということで、もう少しきちっと整理していけば、ある範囲のものが浮かび上がってくるのではないかなと思うのです。

そこで、その中で気をつけなければいけないのは、基幹放送というのは全国レベルだけでなく、やはり地域のメディアって非常に重要です。あと、その地域も県レベルですと地上波なのですけれども、例えば、市町村レベルでも、ケーブルテレビの自主放送なんかで、かなりそういう日常生活必需の情報を提供しているところもありますので、そういうものも含めた形で見直していったほうがいいのではないかなと思います。

そういうような見直しの中で、先ほどの1番の法体系の全体構造の見直しというところに結びつけていかないと、いきなり法体系が出てくると、これは本当にいろんな意見が出てくると思うのです。ですから、少しこういう各論から入って、結論として、法体系はどうすべきかという形で、今後、議論を進めていったらいいのではないかなと思いました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。安藤委員、お願いします。

【安藤専門委員】 今、ご意見にもあった、主に電波利用の話ですけど、一番最初のところにもありましたように、電波の有限性というのが、まずバーンとありまして、それをどう使うかという話の後に、やはり日本では、全体の周波数をどう分けて使うかという議論、これは大きな議論があって、それから技術的な基準、可能かとか、どういうふうにして共存していこうかという話が出てきて、それから、具体的に免許をどう運用していくのかという話と、幾つかその議論は分かれていると思うのですけれども、その中で、包括したほうがいい部分と、もし一体化したとしても、どこを見て、何がどこにあるのかというのを探すに困るような意味の、とにかく一つにしたというのでは困るというような、そんな懸念も最初にちょっと書かれていたように思うも

のですから、先ほどのご意見にあったように、包括化するべきところは、頑としていって、そうではないものは、どうしたほうがいいのかというのは、少し柔軟性を残した議論をしたいなという気持ちで、今の時点でもちょっとしました。

【長谷部主査】 技術的な面については、伊東委員も一言何かありませんですか。

【伊東委員】 伝送サービスのところで、前にも少しお話しさせていただいたかと思います。例えば、ケーブルテレビによる有線放送と光通信ネットワークで提供される役務利用放送については、サービス自体は、ある意味で大差ないのだけれども、各々に対する規律が少し違ってきます。こういうところを、同じサービスに関しては可能な限り中立的に扱おうという考え方が出されているのは良いことではないかなと思っております。

ただ、最近、この件とはちょっと別ですけれど、「技術中立」という言葉が私の理解とは違うような形で使われているところもあるようです。ケーブルテレビと光ファイバによる通信ネットワークは、もともと全然育ちが違うものだったのですが、技術の進展とともに、同じようなサービスを提供できるようになってきました。これをサービス面から考えて、同じように扱おうというのはよくわかります。一方、一つのサービスに対して、どの技術方式を使うのかは事業者の自由でしようというような意味で、「技術中立」という話をされている方がおられますが、それはまたちょっと別な話かなと、最近、感じている次第でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

あと、いかがでございましょうか。

主査があまりしゃべってはいけないのですが、先ほど菅谷委員からのお話で、社会的影響力の概念についてですが、前身となる研究会の考え方は、実は菅谷委員がおっしゃった、日常生活上の基本的な情報の送り手という点でボトルネック性を持っているものは社会的影響力が大きいというふうに考えようということですので。

【菅谷専門委員】 そうですか。

【長谷部主査】 おそらくおっしゃっていることと大体相応していることをこの概念で表現しようとしているのだと思います。ただ、もう少し考え方をはっきりさせたほうが良いと、それはおっしゃるとおりなのかもしれません。

木村委員、お願いします。

【木村専門委員】 これはもう単にコメントなのですが、今までの全体の枠組みと、今回の個別の部分を拝見すると、要は横倒しをして自由な競争内容、イノベーションを促進できるところと、それからどうしてもある程度縦的な要素を残さざるを得ないところは、やはり個別に出てくると。それを全部一つのものにまとめるということは、なかなか難しいけれど、ただ、逆にまとめられるところはまとめていこうというのは、この委員会としては、合意があるのではないかと。

今回の場合は、横倒しの上で、それぞれのところの規律というような表現になっているので、どうしても縦になっている部分と横になったときの姿とが切り離されて明確になっていないがゆえに、議論が混乱するところがあって、今後、個別に、もう少し土俵が整理されてくれば、ここ

にあるようなご懸念は、それほどなくなってくるのではないかという印象を持ちました。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 これも感想程度ですけれども、10ページ以下の伝送設備技術で、電波利用のことについて、いろいろな意見をいただいたようです。この場所は、法体系の検討に当たって、いわば実質的な変化が可能かもしれない数少ないテーマですので、私は今日初めて、こうやって聞いたものですから、中身をゆっくり読んで勉強したいと思いますけれども、入札制度、あるいは二次利用についての何か新しい工夫がないかというようなことが、かなりの方から言われたということについては、やはりきちんと対応して、もちろん反対意見、特にテレビ事業者のほうからは慎重な意見があるわけで、両方踏まえながら、今後、この点はこの委員会でもきちんと勉強するべきかなと、そう思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

村上委員、お願いします。

【村上委員】 感想ですが、懇談会から研究会、さらに今回の検討委員会と、これまでいろいろな議論をしてきたのですが、今日のこの報告をお聞きして、基本的なところの各主体のご意見は、ほとんど変わっていないという印象を受けて、ため息が出るところです。これから、先ほどの社会的影響力もそうだと思いますが、わかりにくいとされている概念について、もう少し明確に、具体的に考え方を示していくということが必要だと思います。いま一つは、なぜこういうことをやろうとしているのか。これから2010年代にかけて、どういう環境がもたらされようとしているのかというところ、あるいはこの取組の基本的な理念というものについても戻っていかないと、前進がないなという感想を持ちました。

【長谷部主査】 ありがとうございます。先ほどの中村委員の話とも通ずるところがあるコメントであったかと思います。

そういたしますと、それでは、次に移らせていただきまして、資料の2-1で申しますと、22ページから33ページまで、プラットフォーム、レイヤー間規律、それから利用者利益等についてのポイントにつきまして、事務局からご説明をいただきまして、その後で委員の皆様にご審議をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

ウ プラットフォーム、レイヤー間規律及び利用者利益等に関する論点

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料2-1の22ページをお開きいただきたいと思えます。プラットフォーム規律につきましては、詳細版のほうでは、111ページから記述がございます。

まず、プラットフォームについて、既存のプラットフォーム規律の位置づけについてでございますが、「プラットフォーム」を明確に定義することが先決で、それなしに議論を進めるのは危険であるというご意見をコンピュータエンターテインメント協会からいただいております。

それから、プラットフォーム規制について、再編法の対象とすることは不適切であるというご意見を経済産業省、楽天株式会社からいただいております。在日米国商工会議所からも、競争環境を萎縮させる危険性があるというご意見をちょうだいしておりますが、メディアフロッジジャパン企画株式会社からも、慎重に。また、衛星放送協会からは、立法化する必要はないと考えるというご意見をちょうだいしております。

他方、マイクロソフト株式会社からは、通信プラットフォーム研究会等で議論されているところであり、今後の検討を見守るべきだというご意見をいただいております。

また、これとは別に、ボトルネック性に起因する市場支配的事業者が有するプラットフォームに限定して規制すべきではないかというご意見をソフトバンクグループから、日本ケーブルテレビ連盟からも、巨大プラットフォーム事業者が他のレイヤーの別事業者に支配的影響を及ぼさないような検討を加える必要があるというご意見をいただいております。

23ページにお進みいただければと思います。キャスシステムにつきまして、その管理事業者に関しまして、公正性、透明性が担保されるよう、何らかの規制が必要だというご意見を衛星放送協会からいただいております。また、スカイパーフェクト・コミュニケーションズからは、CS放送のプラットフォームと有線テレビジョン放送・有線役務利用放送の競争条件が同一になるよう検討すべきだというご意見をいただいております。ひろしまケーブルテレビからは、プラットフォーム事業、コンテンツ流通を促進するための「開かれた装置」として存在することを義務づける何らかの法制度が必要ではないかというご意見をいただいております。

24ページにお進みをいただければと思います。レイヤー間の規律に関する主な論点について、それに対するご意見をご紹介します。

まず、(1)レイヤー間の紛争処理についてでございます。これにつきましては、電気通信事業紛争処理委員会の取り扱い対象を情報通信サービス全般における事業者間紛争に拡大していく必要がある。拡大することに賛成だというご意見を、ソフトバンクグループ、またジュピターテレコムからいただいております。マイクロソフト株式会社からは、紛争の迅速、円滑かつ公正な解決を推進できる制度を検討すべきだというご意見をいただいております。

別の観点からのご意見といたしまして、すべての放送の受信者やクリエイターの利益を考慮した法律並びに制度の検討が必要だというご意見を、朝日放送株式会社からいただいております。

あと、反対のご意見もございまして、紛争処理委員会の取り扱い対象の拡大の必要性は認められないというご意見を経済産業省から、また、事業者間の協議に委ねることを原則とすべきだというご意見を民放連からいただいております。

次に、(2)レイヤー間規律の在り方についてでございます。これにつきましては、株式会社ジュピターテレコムから、レイヤー内におけるドミナント等、公正競争確保のために所要の制度整備が必要であるという意見に賛成というご意見をいただいております。また、下に行きまして、ソフトバンクグループから、ボトルネック設備開放を義務づけるなど、公正競争確保措置を課すことが必要だというご意見をいただいております。

25ページにお進みいただきまして、KDD I 株式会社からは、上位レイヤーを起点とする下

位レイヤーへの市場支配力の行使にも注視する必要があるというご意見をいただいております。また、異なるレイヤーにおける市場支配的事業者相互が連携することにつきまして、こうした行為を制限することが必要というご意見をソフトバンクグループからいただいております。個人の方からは、上下レイヤー間の垂直統合事業者に対し、公正競争確保に必要な場合、「会計分離・公表」と「内外差別の禁止」を求めるべきだというご意見をいただいております。

もう一方、強い独占性を有するインフラを保有する事業者のみを規律の対象とすべきだと。その際、内外無差別なアクセスの許容を義務づけることで十分だというご意見、真にボトルネック性が問題となっている領域に限定して議論されるべきというご意見を、株式会社ネットリサーチ、楽天株式会社からいただいております。

また、レイヤーを超えた事業統合・連携は原則自由、規律を設けることは不要、厳に慎むべき、自由に行えることを原則とすべき、新たな垂直統合型サービスの登場を妨げない規律とすべきというご意見も、複数の会社からいただいております。

さらに、報道放送に影響のない制度整備を望むというご意見もいただいておりますし、次のページにわたっておりますが、ハード・ソフト一致が必要だというご意見を株式会社テレビ信州からいただいているところでございます。

次に、27ページにお進みいただきたいと思っております。利用者利益の確保・向上のための規律に関する主な論点でございます。

まず、セーフティネットとしての包括的な利用者利益の確保・向上のための規定整備を行うことは有効だと。ただし、過度な規制強化とならないようしてもらいたい、検討されるべきであるというご意見をソフトバンクグループからいただいております。

個人の方からのご意見として、通信・放送へのアクセス、最低限のアクセスが、国民のすべてが享受すべき権利として位置づけるべきだ。ユニバーサルアクセスを保障すべきだというご意見をいただいております。

これと別個のご意見といたしまして、ケーブルテレビで不法受信の問題が発生している。伝送サービス役務のただ乗りなどの不正利用について、罰則規定等を含めて、検討・提言してほしいというご意見をちょうだいしておりますほか、字幕についてのご意見、放送視聴者、サービスの利用者等の利益に配慮することも論点とすべきだと。特に視聴者のプライバシーの取り扱いについて、整理・検討すべきだというご意見を複数いただいております。

他方、一般的な利用者保護法の整備・充実を図るべきだというご意見を経済産業省から、消費者契約法等の現行法で対応すべきだというご意見を電子情報技術産業協会から、また、情報通信に特化した新たな規制や権利を導入すべきではないというご意見をマイクロソフトから、また、次のページに進んでいただきまして、解除権・取消権のような直接救済規定を置くかどうかは、他の事業分野と比べてセーフティネットとして導入する必要性が本当にあるのかどうかについて、利用実態等を十分に調査して慎重に検討すべきだというご意見を楽天株式会社からいただいております。

別個のご意見といたしまして、単純に現在の電気通信事業法の規定を無料放送も含めたメディ

アサービス全体に拡大適用することに反対というご意見もいただいております。

29ページにお進みいただきたいと思っております。その他の論点といたしまして、特定の法人の位置づけについてでございます。中間論点整理では、NTT、NHKの業務内容の在り方については、本検討の対象としないという論点を示しておりましたが、その点について妥当であるというご意見をマイクロソフト株式会社からいただいております。

他方、ソフトバンクグループからは、融合法制において、あるべき非対称規制の検討を実施すべきだというご意見もちょうだいしております。

NTT、NHKをいずれも検討対象から外すという取り扱いをするのは妥当性を大きく欠くというご意見を、コンピュータエンターテインメント協会、またNHK自身から、NHKの組織・業務の実態が、新たな社会経済状況に適合するものとなるよう見直す必要があるというご意見をちょうだいしておりますし、民放連からも、二元体制のもと発展してきたことから、新たな法体系を検討する上で、NHKも検討対象に含めることは適切だというご意見をちょうだいしております。BS日本、WOWOWからも同種の意見をちょうだいしております。

(2)既存事業者の位置付けにつきまして、経過措置を設ける方向で検討することについては、おおむね適当、賛同、妥当であるというご意見をちょうだいしております。

30ページにお進みをいただきたいと思っております。技術基準についてでございます。

まず、サービスごとに異なっている技術基準の記述内容をレイヤーごとに可能な限り共通化することについて、賛成のご意見を宇宙通信株式会社から、その上で、必要最小限の水準とすることが望ましいというご意見をマイクロソフト株式会社からちょうだいしております。

これと別個のご意見でございますが、別の観点からのご意見でございますが、CATVにつきまして、有線テレビジョン放送のように、放送の同時再送信を実施する伝送サービスにおいては、「特別メディアサービス」と同等のシステムの信頼性、事故時の早期復旧体制、サービスの品質が求められるべきだというご意見、また、ケーブルテレビは特別メディアサービスと同様の技術基準をクリアしなければならないが、事業規模を勘案した技術基準の制度設計を検討してほしいというご意見をケーブルテレビ連盟等からいただいております。

(4)に進めさせていただきたいと思っております。有線テレビジョン放送に関する規律の取扱いについて、中間論点整理に盛り込んでおりました。有線テレビジョン放送について、レイヤー型の法体系とすることを原則としつつ、各レイヤーでの競合状況を踏まえ、競争条件が同一になるような規律とすべきだというご意見をスカイパーフェクト・コミュニケーションズ社から。また、再送信の位置づけ、小規模な自営の難視聴対策施設の取り扱い、受信障害発生区域における義務再送信に係る規律の適用の必要性について検討を加えることが適当だというご意見。さらに、次のページにお進みいただきまして、法律による強制同意制度は今後の制度整備においては導入されることがないように切に希望するというご意見もちょうだいしております。また、有線テレビジョン放送と役務利用放送の規律の水準が異なることは適当でないため、有線テレビジョン放送における「マストキャリア」の適用を緩和することについて検討する必要があるというご意見をソフトバンクグループからいただいております。また、他の法令に比して煩雑になっている手続につ

いて、緩和を要望される意見もちょうだいしております。

お許しいただければ、32ページに進めさせていただきたいと思います。

「おわりに」と書いてございますが、行政組織につきましては、機動的かつ効率的に対処できるような組織、中立性の高い組織設計を目指すべき等々のご意見をちょうだいしております。

包括的なユビキタスネット法制につきましては、市場支配力濫用規制やエッセンシャルファシリティ規制を導入することによって、公正かつ自由な競争を可能としてほしいという意見がありますほか、著作権法絡みの意見3件、著作権法との整合性を確保してもらいたいという意見が出ていただいております。

今後の進め方についてでございますが、「表現の自由が制限された」あるいは「メディアの価値を低下させた」といったことが起こらないように要望されるご意見をちょうだいしております。また、随時意見募集を実施してもらいたい。そして、33ページにお進みいただきまして、検討が進むごとにパブリックコメントを実施すべき。改めて意見を述べる機会を設けていただけるよう強く要望と。業界関係者を交えた議論を行っていただきたいというご意見をいただいております。

ご紹介は以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ただいまご紹介いただきましたご意見をもとにして、ご審議を賜ればと存じます。

清原委員、お願いします。

【清原委員】 どうもありがとうございます。

今回の通信・放送の総合的な法体系についての中間論点整理に寄せられた意見の全体を、今までご紹介いただきまして、改めて今回の方向性について、それぞれの立場で、明確にその考え方というか、あるいは、ある場合には規制強化を、ある場合には規制緩和をとというような意見が、かなり包括的に提出されていると認識しました。だからこそ、それらを包含するような法体系を検討していく必要性和、しかしながら、それを具体化していく上での困難を改めて感じました。

その中で、ただいまご紹介いただきました部分で申し上げるならば、27ページに「利用者利益の確保・向上のための規律に関する主な論点」というところで、一つだけ個人の方の意見が紹介されていますけれども、この部分についても、総体としては、いわゆるメディアの担い手の方、放送事業者や通信事業者の方のご意見が提起されているように、全体的に今回の意見の聴取については、メディアの担い手の方中心に論点に対する意見が寄せられたというふうに認識しました。

そこで、これからの進め方にも関連するので、これからはお願いのことですけれども、視聴者や利用者の立場に立ったときに、現行の法制度をあまり認識しないで、私たちはメディアサービスを利用しているわけですけれども、何らかの形で意識して、そうした視聴者、あるいは利用者の声について聞くということ、事業者ヒアリングとあわせてご検討いただければ、全体のバランスが、より増すのではないかなと感じました。

2点目に、これは私たち自治体もパブリックコメントをさせていただいているのですけれども、今回、私が注目させていただいたのは、総務省の委員会の意見聴取に経済産業省が正式にパブリ

ックコメントを出していらっしゃるということです。例えば、自治体の場合は、企画部が所管する条例にパブリックコメントを求めるときに、総務部から意見を出すとか、教育委員会から意見を出すということはあり得ません。やはり市役所として一体性を持って、事前に調整したうえで市民の皆様にはパブリックコメントを求めるわけです。今回の場合に限らず、国の場合には、各省の独立性というか、そういうことを尊重していらっしゃるの、当然あり得るとは思うのですが、一般国民、市民の観点からすると、経済産業省からの意見は、やはり注目すべき記述があったと思います。

私は、原文の資料2-2に注目してみたのですが、概要で「不適切」という表現になっているので、本当にこういう言葉で提出されているのかなと思いましたが、原文でも、どうも「不適切」という言葉を使っているようです。これは国民、市民の観点からいいますと、大変大きな法制度の変革ですので、当然、政府全体となって進んでいくべき事柄であると思います。したがって、パブリックコメントで経済産業省のご意見が出されることは一向に構わないと思うのですが、立場によっては、政府内部の不整合というか、またそういうふうな認識にとらわれては残念なので、今後の中で、所管する立場も違いますし、ご意見が違っているということは、私はあり得ると受け止める立場ではありますけれども、何らかの協議、調整の取組がなされ得るのか、それは大体どの段階なのでしょう。政府内部の問題でございまして、国民の視点から見て、必ずしもすべてが一致する必要はないのですけれども、そういう取組をお願いできればと思います。

それは32ページの行政組織というところの意見内容にありますように、これは経済産業省から出された意見ですが、「法体系の見直しに併せて、制度を運用する行政組織について見直しを検討する場合には、既存の規制の整理・合理化を制度執行面でも徹底するとの観点から行うべきであり、その際には、海外における近年の行政組織改革の進展の実態なども十分に踏まえつつ、より中立性の高い組織設計を目指すべき。」とあります。この含意が何なのかということについて、やはり私たちは法制度は、それを制定させたら、それを適切に運営していく取組についてももちろん重要だと思しますので、これはかなり重要な問題提起を意見表明でいただいたようにも思います。以上、視聴者、利用者の声の把握をすることの更なる必要性と、それからこの制度を考えていくに当たって、最適な省と省、これはたまたま経済産業省さんは意見を表明してくださいましたけれども、ほかの省が全く関係していないと言えないかもしれませんので、そうしたところの、より最適な調整や、あるいは協議や、あるいは望ましい取組などについて方向性が示されればありがたいなと思いました。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

調整協議が必要かどうか、論点の性格にもよるところがあるかと思えます。

【清原委員】 そうですね。

【長谷部主査】 単にこちらに入ってきてくれるなど言っているところもあるようにも思いますので、要するに、性格次第であろうかなと思います。どうもありがとうございました。

いかがでございましょう。長田委員、お願いいたします。

【長田専門委員】 今、清原委員がおっしゃいました利用者、消費者、国民の意見をぜひというのは、私も賛成です。

27ページに利用者利益の確保の論点を書いてあるのですけれども、この中で、消費者契約法の現行法で対応すべきとか、一般的な利用者保護法でという表記が出てきますけれども、現在、通信や放送のところでも、いわゆる消費者被害が非常に増えてきていて、それがほとんどどの法律でも守られていない現状で、各自治体の消費者生活センターでも、お願いベースで解決を図っているというのが現状だというのが、同じ総務省の別の利用者懇談会でも、そういう意見が紹介されておりましたので、やはり、ここはきちんと専門の相談の現場の方や、その他大勢の方の意見をきちんと聞いて、議論をしていただきたいと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

村上委員、お願いします。

【村上委員】 質問です。

普通、民間ですとコメントは組織の代表者の名前で出るのだと思うのですが、先ほどの経済産業省の意見は、どういう名前で出ているのですか。

【長谷部主査】 お願いします。

【秋本融合戦略企画官】 課長のお名前であらうまいしております。商務情報政策局の情報経済課長からちょうだいしております。

【村上委員】 ありがとうございます。

【長谷部主査】 大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 おそらく最初の中村委員がおっしゃったことに、ほとんど重なるのだと思うのですけれども、全体のご意見を包括的に見てまいりますと、この取りまとめた中間論点に肯定的なご意見というのは、どちらかという伝送設備規律の電波利用の部分などに多く集中してしまっていて、包括化することの効果が直接に期待できる部分に相当集中し、それ以外のところについては、どうしても慎重な意見が強いように思われます。

また、実際に個別に意見を見ていきますと、電波の効率的な有効利用という観点でも、包括化の直接のメリットではなくて、むしろ電波法そのものの考え方を整理したり、合理化したりすることによって、解決のつくような問題点も含まれておりまして、ただ、そういった議論も、この包括化の議論によって、うまく掘り起こすことができたということに、これまでの検討の成果があったのではないかと考えております。したがって、その包括化という観点で、今までなかなか議論が浮かび上がってこなかった部分が、これだけ議論の俎上に上がってきたということもあわせて、これからの本当に有限の政策資源をどこに集中させるかという観点では、包括化のメリット、効果が最大限に期待できる、特に肯定的評価が大きかった部分に集中すべきであって、そして、コンテンツに係る規制の部分、特にこれは包括化の効果と直接の関係が薄いと。むしろ、逆に融合法制の中に盛り込むことによる副作用などについて、十分な議論が尽くされていない分野でもありまして、やはり当初の目的、中間論点にも書いてありますけれども、規制の整理です

とか合理化によって新しい事業機会を創出したり、新しいプレーヤーにマーケットで活躍していただき、なおかつ、あわせて利用者の保護を図るという、その目的を最大限に効果を発揮できるように、包括化の分野をある程度絞り込むことを、このパブリックコメントは示唆していると思っております。そういう方向で、規制の合理化のメリットが期待できる伝送設備規律の部分にできるだけ注力して、これからの検討が進むことを私としては希望し、期待したいと思っております。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ほかにはいかががございましょうか。根岸委員は、本日、まだご発言が。

【根岸委員】 ありがとうございます。

私自身の若干専門にしていることだけに限定したいと思えますけれども。プラットフォーム規律の位置づけのところで、この情報通信法制ではなく、独禁法等の競争法制で措置することが望ましいとか、あるいは事業法と独禁法ということが論じられています。最後のほうの包括的なユビキタスネット法制、32ページのところにも、独禁法との連携を強化しつつ書いてありまして、情報通信産業の特質を踏まえ、市場支配力濫用規制、エッセンシャルファシリティ規制を導入するというようなことによって、公正・自由な競争を可能にする、そういう意見が出ています。

多分、前回の研究会でも既にご検討のところだと思うのですが、このような意見を考えると、一体ここで問題になっている問題について、例えば、独禁法でどこまでそれが規制することができるかということについて、もう少し精査する必要があると。私は独禁法を中心に研究しているものですから、それに期待されるのは非常にある意味でうれしいのですが、しかし、独禁法でやれることは、かなりの限界もあって、そういうことを十分踏まえた上で、今後、検討すべきだと思っております。もし舟田先生、何かありましたら、どうぞ。

【長谷部主査】 全く同意見ですか。

【舟田専門委員】 いや、別に結構です。

【長谷部主査】 山本委員、何かございませんですか。

【山本専門委員】 2つほどですけれども、一つは先ほど既に出された論点で、27ページの利用者利益の確保・向上の話で、先ほど出たご意見と基本的に同じなのですけれども、もちろん民法とか消費者契約法等の一般法は存在するわけですが、この分野は、かなり技術に深くかかわっているということと、おそらく市場秩序の問題ともかなり深くかかわっているということがあり、なおかつ、今後、この法制を大きく変えるとなると、ますます新たな形態の紛争が出てくる可能性があると思われまますので、基本的には、やはりここは特別に少し手当てをする。法制あるいは紛争処理の仕組みについて、特別な手当てをする必要があるのではないかという感想を持ちました。

もう一つは、29ページの特定の法人の位置づけの話でして、ここは、論点の中では、基本的には、その検討対象にしないということであったかと思ひまして、それに対して若干の意見が出ております。ここは確かに非常に難しい、微妙なところがあるかと思ひますが、特にNTTとか

NHKのような特殊法人、特殊会社の根拠の部分は、ここで考えている融合法制とは少し性格が違いただろうと思いますので、特に組織形態ですね、設置根拠の部分について直接議論するのは、やはりこの場で議論をするのはあまり適切でないのかなという感じがいたしますが、ただ、もちろん融合法制の議論をする中で、特に業務の在り方については、かなり話が波及してくるだろうと思いますので、特に融合法制の議論をしている中で、こういった特殊な組織の、特に業務の在り方について、議論が関連して出てくるのは、ほとんど不可避ではないかという感じを持ちました。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

ほかにもいろいろご意見はあるかと思いますが、申しわけありません。本日、もう一つ大きな議題がございまして、よろしければ、そちらに移らせていただければと存じます。

次の議題は、携帯端末向けマルチメディア放送についてということでございまして、このサービスは、今後、展開が期待されている融合サービスの一つでありますし、所要の制度整備、今後行われていく蓋然性の高いものでございますので、これは新たな法体系の移行を検討していく上で、この委員会でも考慮に入れるべき事項ということで、議題の一つにさせていただいております。

それでは、これはご用意いただいております資料3に沿って、吉田放送政策課長からご説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

(3) 携帯端末向けマルチメディア放送について

【吉田放送政策課長】 それでは、資料3に即しまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページをおめくりいただきまして、まず、現在、我が国で進められております地上テレビジョン放送のデジタル化に伴いまして、周波数の効率的な利用が可能となることになっております。それで、この部分、地上テレビジョン放送のデジタル化によりまして、新たに生み出される周波数につきまして、どのような使い方をしていくかということにつきまして、これは既に昨年、情報通信審議会で審議が行われておりまして、その一部につきまして、移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」用とすることを適当とする旨の答申をちょうだいしているところでございます。

具体的には、この1 ページの下の方でございますけれども、これの青い部分、現在、VHFのテレビジョン、アナログテレビジョンに使われております90から108MHz帯の18MHzの幅の部分と、207.5から222の14.5MHz、この合計32.5MHzの帯域の部分を移動体向けのマルチメディア放送に使うことが適当であるという形で答申をちょうだいしているところでございます。

2 ページ。1 ページおめくりいただきまして、それでは、この帯域を用いました新たな移動体向けのマルチメディア放送サービスというものは、一体どのような形のものか。今、現にないのでございますので、その新しいものとして、一体どのようなビジネスでやっていくか、あるいは、どのような制度的な、技術的な課題があるのかということを検討するために懇談会を設置い

たしました。懇談会のメンバーに、本委員会の委員でもいらっしゃいます根岸先生に座長になっていただきまして、また、こちらの伊東先生にも委員として参画をいただいて、議論をしたところでございます。昨年の8月から開催いたしまして、昨年中は相当多数の関係者のヒアリングを重ねまして、本年7月10日に最終的な報告書を取りまとめていただいたところでございます。この懇談会の報告書に即しまして、若干、ご説明させていただきたいと思っております。

1ページおめくりいただきまして、3ページでございますが、この懇談会では、検討に当たりまして、新たな放送が開始されます2011年ごろにおけますメディアの状況、あるいは諸外国におけます携帯端末向け放送に関する動向、あるいは国民のニーズ、あるいは関係する事業者の考え方などを踏まえまして、新たな放送がいかにあるべきかというふうなご議論をいただいたところでございます。

制度化の理念といたしまして、特に産業の振興、コンテンツ市場の振興、国際競争力の強化、あるいは通信・放送の融合サービスの実現、あるいはさらに地域振興、地域情報の充実といった様々な理念を実現化するために、どのような放送を実現するのが適切かということで、懇談会では、ここにごございますような3つのタイプの放送を実現することが適切と考えられる。全国向けのマルチメディア放送、それから地方ブロック向けのデジタルラジオ放送。デジタルラジオ放送という名前にしておりますが、地方ブロック向けのマルチメディア放送、それから、さらに地域を限定するような形のデジタルの新型のコミュニティ放送という、この3つのタイプの放送というものを提言いただいているところでございます。

特に、この全国向けのマルチメディア放送では、例えば、制度化の理念のところにごございますように、特に国際競争力の強化ですとか、あるいはコンテンツ市場の振興、あるいは通信・放送融合型サービスの実現といったようなことに念頭に置くと、こういうサービスが考えられるのではないかと。あるいは地方ブロック向けということにつきましては、地域振興、地域情報の確保、あるいは、例えば、既存のラジオのノウハウの活用といったことも考えられるのではないかと。さらに、デジタル新型コミュニティ放送については、より限定地域に特化したような形でごございますけれども、地域振興、地域情報の確保、地域文化・地域社会への貢献といったようなことが考えられるのではないかとといったようなことでございます。

これらのサービスについて、先ほどの帯域を、波をどのように割り当てていくかということでごございますけれども、1ページおめくりいただきまして、4ページでございます。

まず、全国向けの放送につきましては、主に携帯電話端末での受信を前提とした携帯電話との関連性の高いビジネスモデルがまず想定される。これは現在、この分野のサービスに関心を持たれている、様々な、いろんな事業者の方々、かなりのプレーヤーの方々にヒアリングに参加をいただいて、その意見を聴取をした上でご議論いただいたわけでごございますけれども、その中でも全国向けのサービスとしては、やはり携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定されるということでごございました。

さらに、その携帯電話端末へのアンテナの内蔵といったようなことを考えますと、これは技術的特性といたしまして、相対的に高い帯域の周波数のほうが、アンテナをより小型化しやすいと

いう面もございまして、そのようなもろもろの要素を勘案いたしますと、全国向けの放送については、比較的高い帯域の、先ほどの図でいいますと、207.5から222MHzの14.5MHzの部分、これをV-HIGHと称しておりますけれども、この帯域を割り当てていくのが適切ではないかというのが懇談会の議論でございます。

一方で、地方ブロック向けの放送につきましては、これは地方ごとに異なる複数のチャンネルに分けて用いる必要があるということから、全国向けの放送よりも、より多くの周波数帯域を必要とするといったような点もございまして、こちらを90から108という相対的に低いほうの、V-LOWと称しておりますけれども、この18MHzの帯域を割り当てていくのが適当ではないかという議論がございました。

それで、先ほど3類型ということで、もう一つ、新型コミュニティ放送というのがございましたけれども、これにつきましては、狭い地域を対象とした放送を行うことから、事業の採算性の確保等についての若干の議論があり得るであろうということ、さらに、あらかじめ専用の周波数帯域を割り当て確保しておくこと自体は、事業のフィージビリティ等がはっきりしない段階で、そういう帯域を確保いたしますと、周波数の利用効率の観点から、やはりちょっと疑義があるのではないかということから、基本的には、まず全国向け放送と地方ブロック向け放送に割り当てて、その上で、地方ブロック向け放送のネットワークが一応整備された時点で、その地方ブロックで用いていないチャンネルを使用して、この新型のコミュニティ放送を実現していくことが適当ではないかといったような議論がなされたところでございます。

4ページの図でいいますと、左側の地方ブロック向け放送、この絵ではブロックを一応7ブロックに分けておりますけれども、懇談会の議論では、このブロックの分け方については特定の結論を出しておりませんで、例えば、これは国が主体として進めていくのか、あるいは事業者のほうで主体となって決めていくのか、その点についてはさらなる検討が必要であろうという形になっております。混信を避けるために、例えば、ブロックをある程度、主要な形で分けますと、こういう色分けしてあるような形で、この18MHzの波を分けていく必要があるということで、一応、この絵では仮置きといたしまして、4色という形で分けておりますので、一地域当たり、4.5MHzの幅を割り当てる形になるということでございます。

それで、それぞれのブロックの中に小さな丸をかいておりますけれども、地方ブロック向けのネットワークが整備された時点で、そのブロックで使われていないような、例えば、北海道であれば、この青い丸とか、これがデジタルコミュニティ放送で割り当てていくという、そういうイメージでございます。

現実の事業でございましてけれども、この懇談会では、事業者の事業展開の柔軟性を確保するという観点から、ハード事業者とソフト事業者を一応分けていくという形での議論がなされました。

まず、ハード事業者でございましてけれども、例えば、全国向けの放送につきましては、例えば、今この14.5MHzを、どう使っていくかということなのですけれども、全体の設備投資が少なくなるといったような観点、あるいは、これを複数に分けますと、その間に、この周波数のためにガードバンドを設ける必要があつて、そうすると、その周波数の有効利用の観点から、そこは

やや非効率な使い方になるということで、そういう観点からいいますと、ハード事業者の数を1とすることも考えられるのではないかとという考え方と、一方で、サービスエリアのカバー、あるいは屋内での受信環境の向上といったような点で、競争の効果が期待されるといったような観点からいえば、複数の事業者の参入ということを考えてもいいのではないかとといった議論もございまして、まず1又は2のハード事業者を想定するのが適切ではないかという議論になっております。

一方、地方ブロック向けの放送につきましては、地方ブロック別に異なるチャンネルを用いるため、地方ブロック当たりの提供サービスが少なくなるということから、全国向けの放送と比較いたしまして、ハードへの設備投資を抑制するインセンティブが強く働くといったようなことも考えられることから、ハード事業者の数は地方ブロックごとに1とするということが適当ではないか。ただ、一方、事業の効率性をさらに高めるため、例えば、全国で1社ということも考え得るのではないかとといった議論がされたところでございます。

ソフト、コンテンツを提供するソフト事業者につきましては、全国向けの放送につきましては、多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保して行うためには、一のソフト事業者に対しまして、まとまった周波数帯域幅を割り当てる必要がある。そういう観点からいいますと、全国向け放送の周波数、帯域幅14.5MHzでございますけれども、まとまった周波数帯域幅ということを考えますと、例えばでございますが、2から4程度の事業者を前提とすることが適当であるという議論がされているところでございます。ただ、具体的な事業者の数については、今後さらに検討を進めることが適当というふうに、懇談会の報告書ではなっております。

一方、地方ブロック向けの放送につきましては、これは全国向け放送と同様に、新たなメディアとして多様なサービスを確保し、放送の多元性の確保や競争環境の整備というのを図っていくためには、やはり複数チャンネルを有する複数のソフト事業者の参入を前提にしていくことが必要ではないかと。ただ、そういう一地域一ブロックに割り当てる帯域の幅が狭うございますので、数につきましては、こういう全国のような数を明示いたしませんで、今後さらに検討をすることが必要という形になっているところでございます。

さらに、懇談会では、この新しいサービスについて、どのような技術方式というものを導入していくのかといったようなことについても議論がなされました。

5ページでございますけれども、これにつきましては、一つの国内規格というものを決定いたしまして、一つの受信端末で、すべての事業者の放送を受信できるようにするという一方で、受信端末の低廉化や普及等を通じた利用者利益の確保を図っていくべきではないかという考え方と、一方で複数の国内規格を決定して、事業者が複数の方式の中から最適と考えるものを自由に選択可能とするということで、事業者間の競争を通じた利用者利益の確保に、それは利用者利益の確保に資するのではないかと、こういう2つの考え方について、かなり真剣にご議論をちょうだいしたところでございます。

懇談会の結論といたしまして、地方ブロック向けの放送につきましては、これは一のハード事業者ということであれば、ブロック内での複数の技術方式が用いられるということはないですけ

れども、仮にこれが地方ブロックごとに異なる技術方式が採用された場合、そうすると、一つの受信端末で放送の受信ができる地方ブロックと受信できない地方ブロックというものが生ずると。これは移動することを前提としているサービスでございますので、そうすると、それは必ずしも適切ではないのではないかとということで、地方ブロック向け放送については一の技術方式を国内規格とすることが適当であるという考え方を示しております。

一方、全国向けの放送につきましては、先ほど申し上げました2つの考え方について、かなり真剣なご議論が最後の段階までされまして、結論といたしまして、新たな放送として制度化されるものであって、さらに携帯による全国一律のサービスということを前提といたしますと、先ほどのブロックのような移動によって伴う支障が生ずるということもないというふうなこともございますので、基本的には、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響について、免許審査等の段階で十分に勘案されるということを前提といたしまして、様々なリスクを勘案した上で事業を行おうとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的には、それらすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当であるといった結論としております。

ただし、現在、検討対象となっている技術方式、ここの下に4つ書いておりますけれども、これらにつきましては、懇談会の議論の中では、基本的には、技術的な優劣はあまりないであろうと、これらにより実現できる放送にも、あまり大きな差はないであろうといったような、さらに言いますと、諸外国でも、現時点において複数方式を導入している例があまりないといったような様々な観点から、仮に複数の技術方式が国内規格とされた場合であっても、受信端末の一層の普及による利用者利益の確保を考えれば、今後、いずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましいと考えられることから、事業者においては、こうした点についての多面的かつ十分な検討が求められるということで、いわば民間の関心を持たれたプレーヤーの方々に、利用者利益の観点から、検討をいろいろやってくださいというメッセージを投げかけていただくといったような形になっているところでございます。

この国内規格の考え方につきましては、今後、情報通信審議会でも検討いただくことが適当という形にされているところでございます。

1 ページおめくりいただきまして、その他、主な制度的な整備事項といたしましては、例えば、放送局の置局等について、従来、放送で探っております放送用の周波数の使用計画、チャンネルプランと言っておりますけれども、これを、現在、移動系の電気通信業務に導入されております認定計画制度といったようなものを導入してはどうか。あるいは、先ほどハード・ソフト分離を前提としてご議論されたと申し上げましたけれども、それについて、例えば、衛星放送について導入されている受委託制度ですけれども、こういう制度の活用を検討してはどうか。あるいは放送局に係る表現の自由基準、これはいわゆるマスメディア排除原則ですけれども、これについては、新たなメディアであることを勘案して、基本的には緩和することが適当ではないか。その他、様々な制度的な制度整備事項についてもご議論をいただいているところでございます。

あと詳細は、時間の関係がございまして、細かい点については、割愛をさせていただきます。

最後、7ページでございますけれども、今後のスケジュールでございますが、主として、制度分野と技術分野とに分けておりますけれども、技術分野につきましては、規格については情報通信審議会、既に情報通信技術分科会の中で放送委員会というのがございますけれども、この下に、さらにマルチメディア放送に関する作業班が29日に設置されておまして、既に会合が開催されているところでございます。今後、この放送委員会、それとその下にある作業班で、規格化についての検討がなされていくという形になろうかと思っております。

一方で、制度分野につきましては、先ほど6ページにございました、認定計画制度の導入や、あるいはハード・ソフト分離について、これが法改正が必要かどうかについての検討を、少し私ども行政のほうで検討を進めさせていただきまして、仮に法改正が必要であるということになれば、次期通常国会、2009年の通常国会に関連法案を提出することになろうかと思っております。ただ、法改正が必要でないという形での制度整備をする場合におきましても、様々な制度的な手当ては必要になってまいりますので、基本的には2009年中に制度整備を進めていきまして、2010年の半ばごろにはサービス提供事業者が具体的に選定できるような形で作業を行っていきたいと考えているところでございます。

地デジのアナログの停波が2011年7月24日になっておりますけれども、その後、VHF帯の波が使えるようになって以降、速やかに事業者がこういうサービスを開始できるような形で、制度的な整備を進めるということで取り運んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

これは根岸委員から、何か補足のお話等ございませんか。

【根岸委員】 いや、特にございませんけれども、このサービスというか、ここで議論していただいております放送・通信のまさに融合サービスの一つのタイプだと思いますけれども、しかし、まさに放送であるということで、そうすると、従来、放送に対して適用されていた規律とか、ルールとか、そういうものがあるわけですが、それをこういうサービスに対して、どのように適用することになるのか、あるいは変容して適用することになるのか、そういうことが問題であったと思っておりますけれども、しかし、今後にゆだねられているところもかなり多いわけで、それは、ビジネスモデルは、必ずしも確定していない段階での議論でありましたので、将来にゆだねるところがあったと思います。

例えば、放送ということであれば、従来のあまねく義務とか、マス排原則とか、そういうものをこのようなサービスにどう適用していくのかとか、あるいは先ほどご紹介ありましたように、技術方式とか規格の在り方などについて、放送であるということなのですけれども、このような融合サービスであるというところから、どのようにそれを勘案して具体化していくか、そういうことが問題であったと理解しております。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

それでは、中村委員。

【中村専門委員】 一つコメントと、それから質問です。既に各地のユビキタス特区などで、モバイル向け、あるいはデジタルサイネージ向けに電波にIPを乗せて放送するといった実験プランといたしますか、取組が見られるところで、このように電波の利用を柔軟化すると、新しいサービス、新しいビジネスが出てくると、そういう芽が見られる状況ですので、そういったことは、この法体系の論議にも示唆を与えるものだと思います。こうしたサービスが大きく広がる制度設計を望む次第です。

質問としては、先ほど法的な措置が必要になるかもしれないというお話がありまして、だとすると、この委員会で検討している法案を半ば先取りする形の法案の検討になるのかなという気がします。例えば、ハード・ソフト一致・分離の6ページに書いてありますことは、今、CSで適用されているような受委託のスキームのみでいくのか、あるいは役務利用放送法のように、ハード・ソフトの一致のビジネスモデルも、分離のモデルも選択可能なようにするのかとか、そのあたりは、何か方向として決まっているのでしょうか。

【吉田放送政策課長】 今まさにご指摘の部分が、このハード・ソフトの部分についての制度検討の大きな論点になるかと思っております。

ご案内のように、放送法の受託放送、委託放送につきましては、現在、衛星に関してのみ設けられておりますので、このスキームを活用して、今回のこのサービスを実現していこうとする場合には、これを地上放送にも導入するといったような制度改正が必要になってきます。

一方で、例えば、役務利用放送法というスキームを活用することになれば、法改正という形にはならないかもしれませんが、既存の、例えば、放送用として、今回割り当てられている波の使い方について役務利用放送というスキームを活用する場合には、このあたりどうしていくのか。あるいは受委託の放送と役務利用放送については、若干の規律内容に差がございますので、このあたり、新しい放送サービスとして、どういう形の規律のサービスとしていくのが適切かといった観点から、どのスキームを活用していくのかということについて、検討していく必要があると思っております。

また、先ほどからご議論にございますように、この場でご検討いただいております通信・放送の融合法体系、あるいは融合サービスの先取りの面もございますので、この委員会の場での様々なご議論の動向なども少し念頭に置いて、全体としての整合性をとるような形での制度設計にしていこう必要があると考えております。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

では、村上委員。

【村上委員】 別の場でも、ちょっとご質問させていただいたのですが、3ページで、この報告書の基本的枠組みということで、ビジネスモデルのイメージという表現になっていて、例えば、料金体系そのものが示唆されているところに若干の違和感を持ったのですが、これはこうでなければいけないということではないのですかね。

【吉田放送政策課長】 当然、今回のこのサービス、ある意味で、まだないものでございます

ので、懇談会では、議論をしていただくときに、非常に多くの事業者の方、例えば、携帯のキャリアさんを含め、ヒアリングという形で、そのヒアリングにおいて提示された、様々な事業者の方のビジネスプランとか、そういうものを前提にご議論をちょうだいいたしまして、それをおおむね整理すると、そういう形のご議論が多かったということでございます。こういう形でやるべきであると・・・

【村上委員】 ということではないのですね。

【吉田放送政策課長】 いう内容ではないというふうには理解しております。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次の最後の議題に移らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

【安藤専門委員】 ちょっと一ついいですか、質問なのですけれども。戻ってしまいますけれども、4ページで、この2つのサービスは、受信の端末は別のものなのですか。これ一緒ではなくて、別のもの。

【吉田放送政策課長】 すみません。これちょっと説明を落としまして恐縮でございます。

基本的には、実際にサービスが実現するまでの技術的な状況にもよるのですけれども、例えば、全国と地域が同一の規格でもって、単一の同一の受信端末でもって、様々なサービス、地域サービスも全国サービスも利用できるようになるといったことは、利用者利益の確保に資するといった議論もございました。

ただ、現実には、例えば、どういう規格になって、それぞれの事業者さんが、それで端末をどういう形で開発されていくかということによりますので、そのあたりは、現実的には、いろいろな局面が想定されます。

【安藤専門委員】 わかりました。

【長谷部主査】 それでは、最後の議題に移らせていただければと思います。

最後に、今後の検討委員会の進め方につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(4) 今後の検討委員会の進め方、次回会合、閉会

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料4をご覧くださいと思います。本検討委員会の当面の進め方について、お諮りをするものでございます。

本日のご審議、そして、パブリックコメントの結果を踏まえまして、次回のこの委員会で、制度見直しに向けた「検討アジェンダ(案)」のご審議をすることでいかがかと考えております。その上で、次々回以降の委員会で、この「検討アジェンダ(案)」に従ってヒアリングを複数回実施しつつ課題の整理をします。年末までに「検討アジェンダ」を整理し、年明け以降、WGを開催して、個別の制度改正事項をさらに深掘りしていくことでいかがかなということで、お諮りをさせていただきます。

以上でございます。

【長谷部主査】 という進め方の案でございますが、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、今後、大体これに沿った形で、この検討委員会、審議を進めさせていただければと

存じます。

次回の第7回の会合でございますが、日時は9月5日の金曜日、17時30分から、午後5時30分から予定しております。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 次回委員会の開催場所につきましては、別途、ご案内をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

【長谷部主査】 それでは、これもちまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第6回）を閉会いたします。

本日は貴重なご議論、どうもありがとうございました。

以 上